

令和3年度税制改正 対象制度の概要と効果について

令和2年8月
沖縄県

沖縄関係税制の措置期限

赤で記す7制度は令和3年に措置期限を迎えるため延長の手続きが必要。

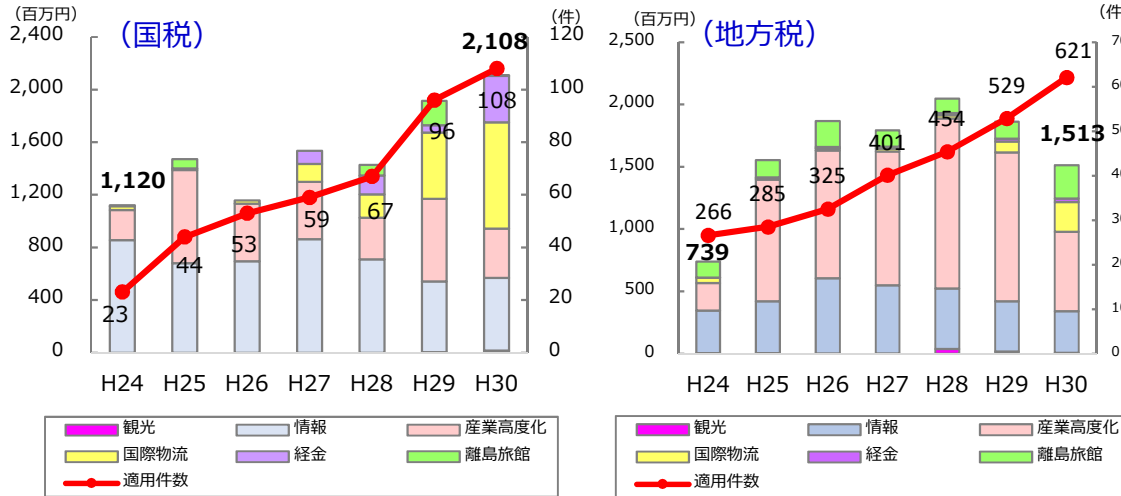
制度名		優遇措置	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
1	観光地形成促進地域 (沖振法)	投資税額控除(建物等8%、機械等15%)						H29.3.31まで	H31.3.31まで	R3.3.31まで		延長	
2	情報通信産業振興地域・特別地区 (沖振法)	所得控除(40%) 投資税額控除(建物等8%、機械等15%)						H29.3.31まで	H31.3.31まで	R3.3.31まで		延長	
3	産業高度化・事業革新促進地域 (沖振法)	投資税額控除(建物等8%、機械等15%) 特別償却(建物等20%、機械等34%)						H29.3.31まで	H31.3.31まで	R3.3.31まで		延長	
4	国際物流拠点産業集積地域 (沖振法)	所得控除(40%) 投資税額控除(建物等8%、機械等15%) 特別償却(建物等25%、機械等50%)						H29.3.31まで	H31.3.31まで	R3.3.31まで		延長	
5	経済金融活性化特別地区 (沖振法)	所得控除(40%) 投資税額控除(建物等8%、機械等15%) 特別償却(建物等25%、機械等50%) エンジェル税制	金融特区					H29.3.31まで	H31.3.31まで	R3.3.31まで		延長	
6	離島の旅館業に係る減価償却の特例措置 (沖振法)	特別償却(建物等8%)						H29.3.31まで	H31.3.31まで	R3.3.31まで		延長	
7	酒税の軽減措置 (復帰特措)	酒税の減免(泡盛35%、ビール等20%)						H29.5.14まで	H31.5.14まで	R3.5.14まで		延長	
8	航空機燃料税の軽減措置 (沖振法)	航空機燃料税の軽減	H26.3.31まで				H29.3.31まで			R2.3.31まで		R4.3.31まで	
9	沖縄型特定免税店制度 (沖振法)	関税の免除						H29.3.31まで		R2.3.31まで		R4.3.31まで	
10	沖縄発電用特定石炭等に係る石油石炭税の免除 (沖振法)	石油石炭税の免除				H27.3.31まで				R2.3.31まで		R4.3.31まで	
11	揮発油税等の軽減措置 (復帰特措)	揮発油税等の軽減				H27.5.14まで				R2.5.14まで		R4.5.14まで	
12	駐留軍用地の公共用地先行取得に係る譲渡所得特別控除 (跡地法)	譲渡所得控除										R4.3.31まで	
13	電力の償却資産に係る特例措置 (地方税法)	固定資産税の軽減				H27.3.31まで						R2.3.31まで	R4.3.31まで

※ 「沖振法」→沖縄振興特別措置法 「復帰特措法」→沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律
「跡地法」→沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法 「地方税法」→地方税法

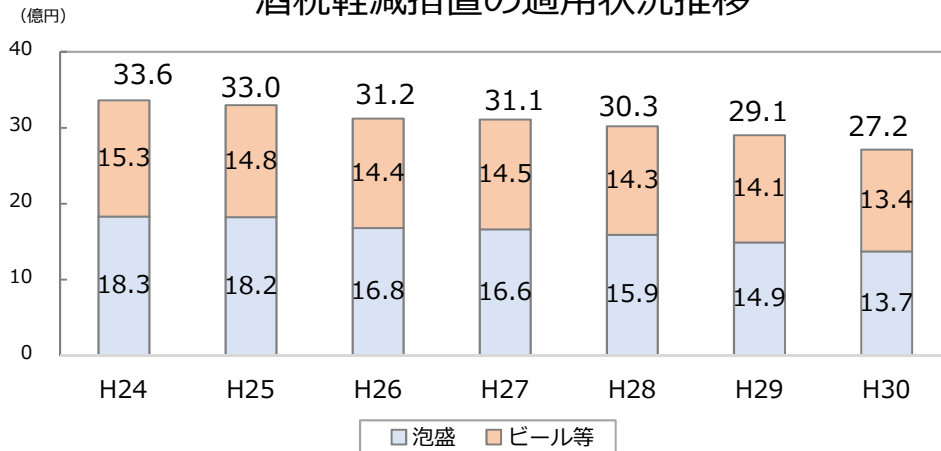
令和3年度税制改正対象制度の適用状況

- 特区・地域制度等の適用件数は年々増加しており、平成30年度時点で**適用件数は国税108件、地方税621件、合計729件**。
- 酒税軽減措置は、県内出荷数量の逡減に伴い、**泡盛、ビールともに適用額が減少**している。

特区・地域制度など6制度の適用状況推移



酒税軽減措置の適用状況推移



平成30年度適用実績

(単位：件、百万円)

制度	国税			地方税		
	項目	適用件数	適用額	項目	適用件数	適用額
1 観光地形成促進地域	税額控除	2	15	事業税	1	0.4
				不動産取得税	3	5
				固定資産税	10	2
				事業所税	0	0
2 情報通信産業振興地域/特区	所得控除	1	9	事業税	15	80
				不動産取得税	0	0
	税額控除	16	544	固定資産税	107	249
				事業所税	8	4
3 産業高度化・事業革新促進地域	税額控除	26	290	事業税	43	186
				不動産取得税	7	8
	特別償却	2	84	固定資産税	140	443
				事業所税	0	0
4 国際物流拠点産業集積地域	所得控除	3	66	事業税	29	61
	税額控除	42	121	不動産取得税	18	76
				固定資産税	123	102
	特別償却	7	621	事業所税	2	0.4
5 経済金融活性化特区	所得控除	3	44	事業税	5	10
	税額控除	4	63	不動産取得税	3	2
				特別償却	1	247
6 離島旅館業の特例措置	特別償却	1	4	事業税	3	1
				不動産取得税	32	111
				固定資産税	54	155
7 県産酒類に係る酒税軽減	酒税軽減	47	2,725	—	—	—
合計			155	4,833	621	1,513

典拠：特区・地域制度等は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)、酒税軽減措置及び地方税は沖縄県調べ。

観光地形成促進地域

(1) 税制優遇措置の概要

【概要】

世界水準の観光リゾート地の形成に向け、観光関連施設の設備投資を促進させるための制度。

【対象地域】 県内全域

【対象施設】

- ①スポーツ・レクリエーション施設
(水泳場、トレーニングセンターなど)
- ②教養文化施設
(劇場、水族館、文化紹介体験施設など)
- ③休養施設
(展望施設、温泉保養施設など)
- ④集会施設
(会議場、研修施設など)
- ⑤販売施設
(小売施設及び飲食施設の床面積の合計が概ね3千㎡以上などの要件を満たし、県知事の指定を受けたもの)



©OCVB

(2) 適用実績

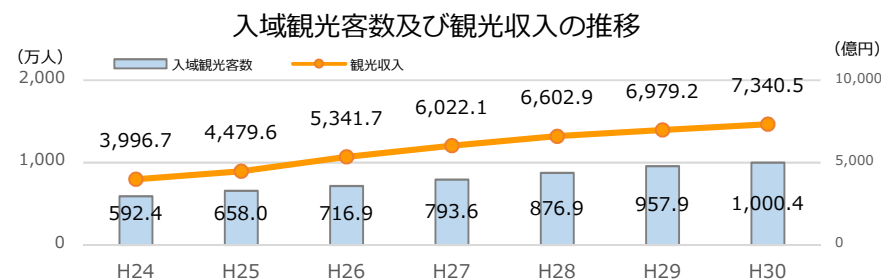
(単位：件、百万円)

項目	年度		H28		H29		H30		合計	
	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額
国税	投資税額控除	0	0	1	2	2	15	3	17	
	合計	0	0	1	2	2	15	3	17	
地方税	事業税	0	0	1	1	1	0.4	2	1.4	
	不動産取得税	2	21	1	0.2	3	5	6	26.2	
	固定資産税	6	15	7	15	10	2	23	32	
	事業所税	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	8	36	9	16.2	14	7.4	31	59.6		

(3) 効果・必要性

沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づく、官民挙げてのプロモーションや空港・港湾施設の機能強化など、各種取組の推進により、当初の目標であった入域観光客数1千万人を達成し、目標値も上方修正を行った。

一方、滞在日数の延伸や一人当たり観光消費額の増加など、課題も残されていることから、**沖縄観光の更なる高付加価値化に向け、観光関連施設への民間投資を促進する本制度の継続が必要である。**



観光客平均滞在日数及び1人あたり県内消費額の推移 (単位：日、円)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
平均滞在日数	3.75	3.83	3.84	3.89	3.78	3.75	3.73
県内消費額	67,459	68,062	74,502	75,881	75,297	72,853	73,374

(4) 活用事例 (沖縄ハム総合食品 株式会社)

活用制度 投資税額控除、不動産取得税、事業税、固定資産税

効果 (企業の声)

税額控除等の活用により、設備投資による費用の増加を抑えることができました。

新たに整備した施設では黒糖や沖縄料理の手作り体験ができ、地元のお客様だけでなく、観光でいらっしゃるお客様のニーズにも対応できると考えています。



情報通信産業振興地域／情報通信産業特別地区

(1) 税制優遇措置の概要

【概要】

情報通信関連企業を集積させるとともに、関連産業の高度化・多様化を促進するための制度。

【対象地域】

特区：名護市、宜野座村、うるま市、浦添市、那覇市
 地域：特区対象地域を含む24市町村

【対象事業】※特区対象は①～⑥

- ①データセンター ②インターネット・サービス・ポータル
- ③インターネット・カフェ ④バックアップセンター
- ⑤セキュリティセンター ⑥情報通信機器相互接続検証事業
- ⑦情報記録物の製造業 ⑧電気通信業 ⑨映画制作・配給業等
- ⑩放送業 ⑪ソフトウェア業 ⑫情報処理・提供サービス業
- ⑬インターネット付随サービス業 ⑭情報通信技術利用事業



(2) 適用実績

(単位：件、百万円)

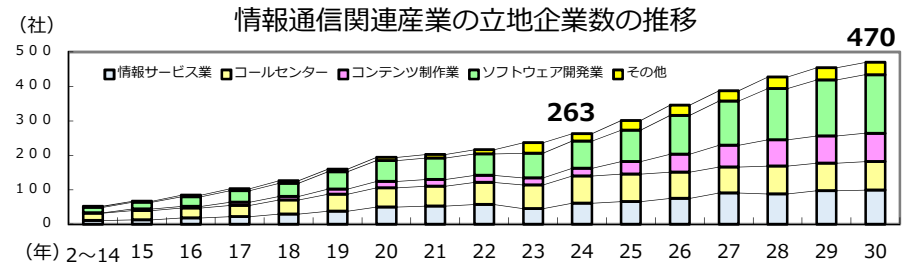
項目	年度		H28		H29		H30		合計	
	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額
国税	所得控除	0	0	1	1	1	9	2	10	
	投資税額控除	21	709	17	538	16	544	54	1,791	
合計		21	709	18	539	17	553	56	1,801	
地方税	事業税	11	211	16	83	15	80	42	374	
	不動産取得税	3	12	3	26	0	0	6	38	
	固定資産税	104	258	108	291	107	249	319	798	
	事業所税	3	5	9	5	8	4	20	14	
合計		121	486	136	405	130	333	387	1,224	

(3) 効果・必要性

「第4次産業革命」と呼ばれるAIやIoT等の先進的なITの活用による産業構造の変革がグローバルな規模で進展している。

そのような中、情報通信関連企業の立地数とその雇用者数は着実に増加しており、近年ではソフトウェアやコンテンツ制作業などの立地も進んでいる。

本県の情報通信産業が、環境の変化に対応し持続的に成長するため、企業の高度化・多様化を促進する本制度の継続が必要である。



県内産業におけるAIやIoTを活用した新たな試み

- ・マンゴー栽培 (IT×農業)
 温度や湿度、日照時間等を計測するIoTセンサーにより最適な収穫時期を把握することによる品質の向上
- ・ウェブによる遠隔診断 (IT×医療)
 多様な疾患データを収集してデータベース化し、ウェブを通じた遠隔診断を支援。将来的にはAIによる診断支援を展開予定。

(4) 活用事例 (株式会社 沖縄ソフトウェアセンター)

活用制度 投資税額控除

効果 (企業の声)

投資税額控除を活用し、ソフトウェア開発業務に必要な電子機器端末等の設備投資並びにセキュリティを強化することで、お客様の要求に応えることができました。また、節税分で新たな設備投資を行い、ソフトウェア開発業務の受注拡大につなげることができました。



産業高度化・事業革新促進地域

(1) 税制優遇措置の概要

【概要】

沖縄の優位性を活かした産業イノベーションを促進し、沖縄の幅広いものづくり産業等を振興するための制度。

【対象地域】 県内全域

【対象事業】

- ①製造業 ②道路貨物運送業 ③倉庫業 ④こん包業 ⑤卸売業
 - ⑥デザイン業 ⑦機械設計業 ⑧経営コンサルタント業
 - ⑨エンジニアリング業 ⑩自然科学研究所 ⑪電気業
 - ⑫商品検査業 ⑬計量証明業 ⑭研究開発支援検査分析業
 - ⑮機械修理業 ⑯非破壊検査業
- ※⑮、⑯は融資制度のみ対象。



沖縄ライフサイエンス研究センター



マイクロEV (沖縄県金型技術研究センター)

(2) 適用実績

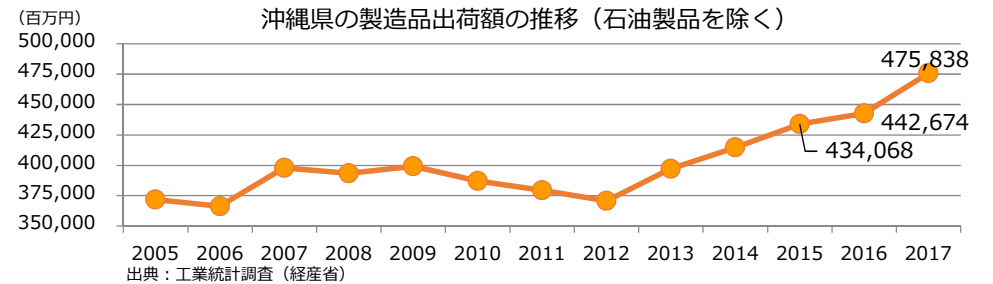
(単位：件、百万円)

年度		H28		H29		H30		合計	
		件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額
国税	投資税額控除	20	299	23	440	26	290	69	1,029
	特別償却	3	18	7	189	2	84	12	291
	合計	23	317	30	629	28	374	81	1,320
地方税	事業税	47	462	43	407	43	186	133	1,055
	不動産取得税	17	59	16	14	7	8	40	81
	固定資産税	122	841	132	773	140	443	394	2,057
	事業所税	1	3	0	0	0	0	1	3
合計		187	1,365	191	1,194	190	637	568	3,196

(3) 効果・必要性

県内全域を対象とする本制度により、企業による設備投資や研究開発が促され、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興が図られている。

一方、人手不足の深刻化が懸念されていることから、好調な県経済の腰折れを防ぐとともに、**企業の投資及び生産性の向上を促進する本制度の継続が必要がある。**



本税制を活用した設備投資額の推移と製造業の生産性

(単位：百万円)

	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
設備投資額	5,146	11,128	14,573	9,493	3,253	5,982
製造業の生産性	14.5	15.3	15.7	—	16.5	17.8

※生産性については、沖縄県の従業員一人当たりの製造品出荷額 (石油石炭製造業を除く)

※H27年の従業者数は、平成28年経済センサス-活動調査の調査期日が平成28年6月1日現在のため調査しておらず、算出していない。

出典：設備投資額：沖縄県調べ、生産性：工業統計調査結果 (沖縄県統計課) に基づいて試算

(4) 活用事例 (株式会社 御菓子御殿)

活用制度

投資税額控除、事業税、固定資産税

効果 (企業の声)

法人税等の軽減、事業税、固定資産税の減免により節税ができました。

節税の結果、資金繰りに余裕が生じたこともあり、次の生産設備への投資を行い、さらなる生産性の向上、新商品開発につなげることができました。



国際物流拠点産業集積地域

(1) 税制優遇措置の概要

【概要】

沖縄県の地理的優位性を活かし、国際競争力のある物流拠点の形成に向け、物流機能を活用した企業等を集積するための制度。

【対象地域】 那覇市、浦添市、豊見城市、宜野湾市、糸満市
うるま・沖縄地区

【対象事業】 ※所得控除制度の対象は①～⑥

- ①製造業 ②特定の機械等修理業 ③こん包業
- ④特定の無店舗小売業 ⑤倉庫業 ⑥航空機整備業
- ⑦道路貨物運送業 ⑧特定の不動産賃貸業 ⑨卸売業



©ANA Cargo



(2) 適用実績

(単位：件、百万円)

項目	年度		H28		H29		H30		合計	
	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額
国税	所得控除	3	98	4	216	3	66	10	380	
	投資税額控除	11	64	28	100	42	121	81	285	
	特別償却	2	14	6	187	7	621	15	822	
合計	16	176	38	503	52	808	106	1,487		
地方税	事業税	5	10	10	15	29	61	44	86	
	不動産取得税	2	1	7	26	18	76	27	103	
	固定資産税	29	15	60	46	123	102	212	163	
	事業所税	1	0.3	2	0.4	2	0.4	5	1.1	
合計	37	26.3	79	87.4	172	239.4	288	353.1		

(3) 効果・必要性

東アジアの中心に位置する地理的優位性や本制度をはじめとする沖縄のビジネス環境が国内外の企業から大きな注目を集め、立地企業数・雇用者数は着実に増加している。

国際物流拠点の形成に向けて、**企業誘致のインセンティブ**として機能するとともに、**既存企業による設備投資や研究開発等の新たな投資を促進する本制度の継続が必要である。**

立地企業数・雇用者数の推移

(単位：社、人)

区分	地区	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
立地企業数	旧那覇地区	16	17	17	18	16	15	15
	旧うるま地区	34	37	43	55	58	67	71
	計	50	54	60	73	74	82	86
雇用者数	旧那覇地区	225	285	263	334	397	384	433
	旧うるま地区	496	607	599	652	860	910	930
	計	721	892	862	986	1,257	1,294	1,363

搬出額の推移 (旧那覇地区・旧うるま地区)

(単位：百万円)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
旧那覇地区	2,727	3,674	4,549	5,087	3,171	3,108	4,962
旧うるま地区	7,053	7,915	7,627	8,698	9,573	16,454	17,792
計	9,780	11,589	12,176	13,785	12,744	19,562	22,754

※H26年度に対象地域が拡大されたが、年度毎の推移を計るためにここでは旧地区に限定した。

(4) 活用事例 (沖縄第一倉庫 株式会社)

活用制度 投資税額控除

効果 (企業の声)

好調なイバウンドによる食品輸送需要に対応するため、オートメーション化及び3温度帯に対応した物流センターを建設するにあたり、投資税額控除を活用。近代化された倉庫により業務の生産性が向上するとともに、倉庫と運輸を組み合わせたシステムで顧客への提案力を高めた結果、業務拡大と収益増につながっています。



経済金融活性化特別地区

(1) 税制優遇措置の概要

【概要】

「実体経済の基盤となる産業」とそれを支える「金融産業」の集積により、名護市を中心とする北部地域の経済・金融の活性化を図るための制度。

【対象地域】 名護市

【対象事業・施設】

- ①金融関連産業 ②情報通信関連産業 ③宿泊業・娯楽業
- ④農業 ⑤水産養殖業 ⑥製造業
- ⑦自然科学研究所 ⑧法律事務所、特許事務所
- ⑨公認会計士事務所、税理士事務所 ⑩経営コンサルタント業



みらい1号館



みらい2号館



みらい3号館

(2) 適用実績

(単位：件、百万円)

項目		年度		H28		H29		H30		合計	
		件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額
国税	所得控除	3	65	2	20	3	44	8	129		
	投資税額控除	2	68	4	34	4	63	10	165		
	特別償却	1	11	1	1	1	247	3	259		
	エンゼル税制	0	0	0	0	0	0	0	0		
合計		6	144	7	55	8	354	21	553		
地方税	事業税	2	5	4	10	5	10	11	25		
	不動産取得税	2	0.2	0	0	3	2	5	2.2		
	固定資産税	4	13	7	13	18	17	29	43		
合計		8	18.2	11	23	26	29	45	70.2		

(3) 効果・必要性

平成30年度に名護市に立地する金融及び情報通信関連企業が納付した法人市民税額は、納付額全体の約26.8%を占めている。

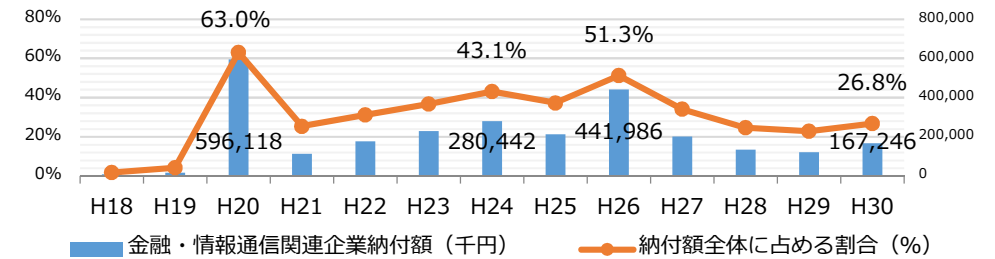
北部地域の更なる活性化に向け、自治体による各種の支援策との相乗効果により、**情報通信関連産業を中心とした企業の集積及び雇用の創出を促進する本制度の継続が必要である。**

立地企業数・雇用者数の推移（金融及び情報通信関連産業）

(単位：社、人)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
立地企業数	34	34	41	40	36	42	49
雇用者数	1,005	1,042	1,095	1,100	1,046	1,082	1,109

法人市民税の納付額（金融及び情報通信関連産業）



(4) 活用事例（株式会社 スプリングラジヲ）

活用制度 投資税額控除、不動産取得税、固定資産税

効果（企業の声）

減税により余裕ができた分で社員教育の充実を図ることができており、結果として当初想定していた以上に全体的なコスト低減につながっています。また、沖縄を足がかりにベトナムへの展開も始めており、東京側の作業や役割を、一部上流工程と対顧客対応に集約することができるようになり、収益改善を実現しています。



離島の旅館業に係る減価償却の特例

(1) 税制優遇措置の概要

【概要】

離島地域において、観光客受入れの基盤となる宿泊施設の設置を促すことで新たな雇用を創出し、定住促進を図るための制度。

【対象地域】 伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町（水納島）、うるま市（津堅島）、南城市（久高島）、粟国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、久米島町、北大東村、南大東村、宮古島市、多良間村、石垣市、竹富町、与那国町

【対象事業】 旅館業の用に供する施設



©OCVB

(2) 適用実績

(単位：件、百万円)

項目		年度		H28		H29		H30		合計	
		件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額
国税	特別償却	1	80	2	186	1	4	4	270		
	合計	1	80	2	186	1	4	4	270		
地方税	事業税	0	0	0	0	3	1	3	1		
	不動産取得税	19	25	28	48	32	111	79	184		
	固定資産税	74	91	75	90	54	155	203	336		
合計		93	116	103	138	89	267	285	521		

(3) 効果・必要性

本制度は、企業の立地等に不利な条件を抱える離島地域において、旅館業等の立地促進及びそれに伴う雇用創出に一定の成果を上げており、離島住民の定住促進や自治体の税収増が期待できるなど、離島地域の活性化に寄与している。

また、離島においては今後さらに観光客の増加が見込まれており、受入体制の整備促進に向けて本制度の継続が必要である。

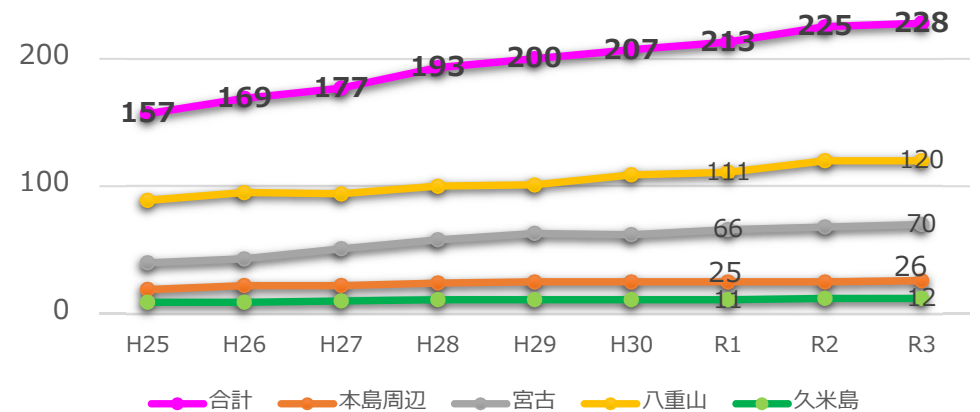
○離島の宿泊施設数等

(単位：軒・人)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
施設数	1,388	1,460	1,544	1,677	1,742	1,874
収容人数	37,946	37,060	38,188	38,713	40,669	42,234

○離島の観光需要予測

(単位：万人)



※沖縄県観光推進ロードマップ（H31.3改訂版）を元に作成 ※海外クルーズ除く。

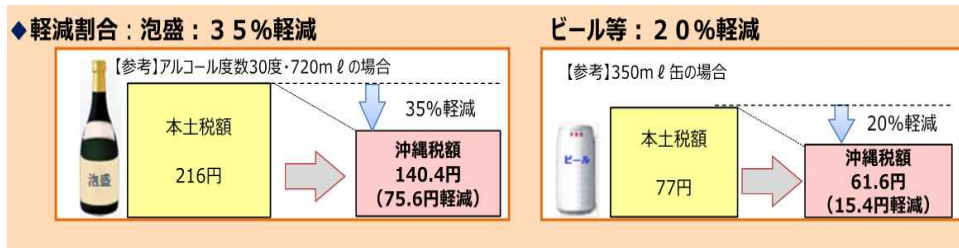
沖縄県産酒類にかかる酒税の軽減措置①

(1) 税制優遇措置の概要

- ①沖縄の本土復帰前から引き続いて酒類を製造していた製造場が、
- ②県内にある製造場で製造し、
- ③県内に出荷する酒類については、酒税が軽減される。

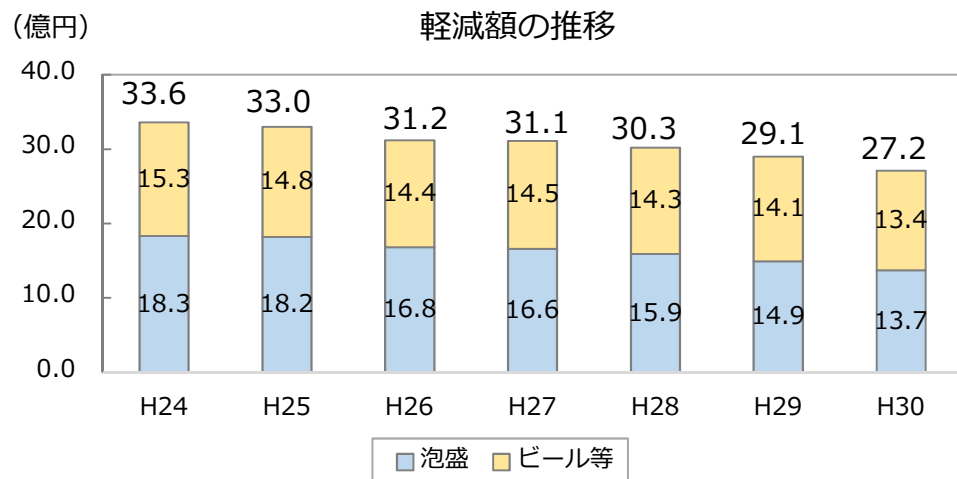
対象事業者数（平成31年1月31日現在）

泡盛：45事業者、焼酎等：1事業者、ビール：1事業者



(2) 適用実績

復帰後(S47)からH30年度までの軽減額(累計)は約1,343億円。
 現行の沖縄振興計画期間における軽減額は以下のとおり。



(3) 効果・必要性

【県民の負担軽減】

沖縄県の1世帯における1ヶ月あたりの可処分所得は、平成30年時点で約320千円であり、**全国平均である約455千円の約70%**にとどまっている。（表1）

このような中、本県の1年間の家計消費支出に占める酒類への支出割合は**平成30年時点で全国平均と同等（1.2%）**となっており、本措置による県民生活の負担軽減効果が発現している。（表2）

表1：1世帯・1ヶ月あたり可処分所得金額（単位：千円）

北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	全国
408	425	485	526	456	448	405	418	422	320	455

典拠：平成30年 家計調査（総務省統計局）

表2：年間家計消費支出に占める酒類への支出割合（単位：%）

北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	全国
1.4	1.4	1.1	1.3	0.9	1.1	1.2	1.1	1.2	1.2	1.2

典拠：平成30年 家計調査（総務省統計局）

【産業の振興】

酒類製造業は、製造業の少ない沖縄県において重要な産業であり、離島を含めた県内各地域に所在し、雇用の確保や地域の活性化など沖縄経済の発展・振興に寄与している。

一方で、泡盛の出荷量は平成16年をピークに14年連続で減少し、本措置の対象となっている45事業者のうち、**営業利益が赤字の泡盛製造事業者数は17社（H29）**となっている。

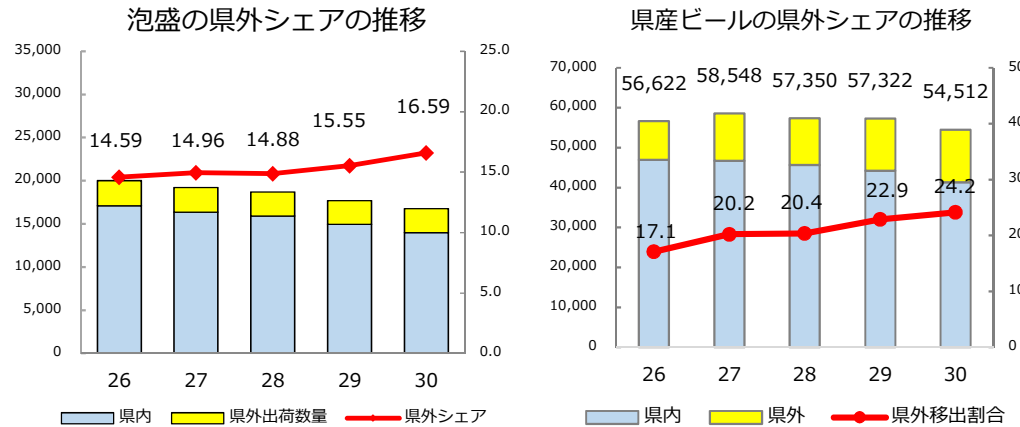
ビール産業においては量販店における競争の激化、本土大手企業に対抗するための商品開発費等が大きな負担となっている。

沖縄県産酒類にかかる酒税の軽減措置②

(4) 業界の取組

【県外・海外への展開】

直近5年間の移出量の推移を見ると、全体として泡盛は減少傾向、ビールは横ばいであるが、内訳では県外・海外出荷量が増加傾向にあり、自立的な経営が推進されている。



【多様なニーズへの対応】

多様化する消費者嗜好に対応するため、若者、女性、富裕層等対象別のプロモーションや多様な飲み方の提案、スパークリング泡盛及びリキュール等の新商品開発等を実施している。



(5) 行政の取組

長粒種米の田植えをする
宮腰前沖縄担当大臣（伊平屋村）



写真：内閣府ホームページより引用「宮腰大臣の沖縄訪問（令和元年9月7日～9日）」

【内閣府】

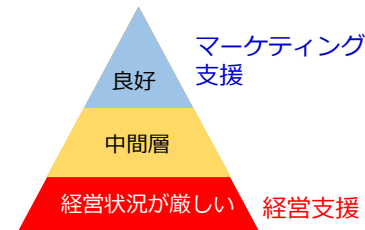
琉球泡盛テロワールプロジェクト

内閣府では、**県産米を使った泡盛の製造(テロワールプロジェクト)**により、泡盛の付加価値向上に取り組んでいるほか、泡盛製造業の自立的経営に向け、海外販路開拓に係る先進的、モデル的な事業実施を支援し、泡盛業界の海外展開を後押ししている。

【沖縄県】

琉球泡盛再興プロジェクト支援事業

酒造所の経営状況に応じた支援



県では、酒造組合が行う重点施策の取組みに対する支援のほか、**商品開発やマーケティングのハンズオン支援**、経営が厳しい酒造所へ専門家を派遣し、経営に関する助言や指導を行う**経営改善支援**などを行っている。

【沖縄県、那覇市、酒造組合】

島酒フェスタ



平成30年から業界初のイベントとなる「島酒フェスタ」を酒造組合、県、那覇市の共催により開催し、県民及び観光客に泡盛の魅力を発信している。

入場者数は、平成30年が1万2千人、令和元年が1万5千人となっており、新たな島酒ファン獲得が期待される。